

定款

第1章 総則

- 第1条 この法人は社団法人オリエント学会という。
- 第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田錦町一の九におく。
- 第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

- 第4条 この法人は、オリエント文化に関する学術的研究成果の発表と調査研究を行ない、あわせて会員相互および関連学術団体との連絡提携を促進し、もって学術、文化に寄与することを目的とする。
- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、左の事業を行なう。
1. 研究発表、討論、共同研究会等の開催
 2. 研究に必要な文献、遺物、標本等の収集、保存、公開
 3. 機関誌、その他研究に必要な資料、文献の公刊
 4. 実地調査
 5. 専門研究者の育成
 6. 国内および国外の他の学術団体との連絡、協力
 7. 会員の親睦協力を促進するための事業
 8. その他、前条の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 会員

- 第6条 この法人の会員は、左の三種とする。1. 正会員 2. 維持会員 3. 名誉会員
- 第7条 何人も団体であると個人であるとを問わず、オリエント文化に関する学識経験を有し、この法人の目的に賛同するものは、理事会の承認を経て正会員になることができる。
2. 正会員は、1ケ年につき細則に定める会費を納入しなければならない。正会員のみが総会における議決権を有する。
 3. 会員が団体の場合は、その団体を代表する個人が議決権を行使する。
- 第8条 維持会員は、この法人の目的に賛同し、理事会によって推薦されたものとする。
2. 維持会員は、1ケ年につき細則に定める金額を1口以上会費として拠出しなければならない。
- 第9条 名誉会員は学識名望があるか、または特にこの法人に功労のあった内外人で、理事会がこれを推薦する。
- 第10条 会員は、この法人が刊行する機関誌および刊行物の優先的配布を受けることができる。
- 第11条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
1. 退会

2. 禁治産および準禁治産の宣告
3. 死亡、失掠宣告ならびに、会員が団体である場合は、その団体の解散
4. 除名

第12条 会費を滞納したもの、またはこの法人の名誉を汚す行為のあったものは理事会の議を経て除名することが出来る。

第4章 役員、顧問および職員

第13条 この法人に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 常務理事 2名
3. 理事 15名以上 20名以内（うち、会長 1名および常務理事 2名）
4. 監事 1名または 2名

第14条 会長は、理事会において互選する。

2. 会長は、この法人を総括する。

第15条 理事および監事は、総会において正会員中から互選する。

2. 常務理事は、理事会において互選する。

第16条 常務理事は、この法人を代表する。

2. 常務理事に故障のある場合には、常務理事の指名した理事がその職務を代行する。

第17条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属しめられた事項以外を議決し、執行する。

第18条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

第19条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

第20条 この法人は、名誉会長および顧問若干名をおく。

2. 名誉会長および顧問は、学識経験者およびこの法人の運営を援助するもので、理事会がこれを推薦する。

第21条 この法人の事務を処理するため、職員をおく。

2. 職員は、理事会の議を経て常務理事が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 会議

第22条 理事会は、月例理事会のほか、常務理事が必要と認めた場合、あるいは理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、会長の名において常務理事が招集する

2. 理事会の議長は、常務理事のうちの1名とする。

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決すること

ができない。ただし、理事会に出席しない理事は、書面によりあらかじめ他の出席理事にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席者とみなす。

2. 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決める。

第24条 常務理事は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に、会長の名において会員の通常総会を招集し、その議長および副議長となる。

第25条 臨時総会は、理事または監事が必要と認めたとき、会長の名において、いつでも招集することができる。

2. 正会員の5分の1以上のものが、会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、常務理事は、会長の名において臨時総会を招集しなければならない。

第26条 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第27条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 財産目録（および貸借対照表）についての事項
4. その他理事会において必要と認めた事項

第28条 正会員の議決権は、平等とする。総会は、正会員の現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、総会に出席しない正会員は、書面により、他の出席正会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席者とみなす。

第29条 総会の議決は、出席した正会員の過半数による。可否同数の時は議長が決める。

第30条 総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第31条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 資産および会計

第32条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立当初、日本オリエント学会から継承した別紙財産目録記載の財産
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. 寄付金品
6. その他の収入

第33条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

第34条 この法人の資産は、常務理事が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として常務理事が保管する。

第35条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第36条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の違用財産をもって支弁する。

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、常務理事が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。

2. 事業計画および収支予算を変更した場合も、同様とする。

第38条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に常務理事が作成し、財産目録（および貸借対照表）および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第39条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 定款の変更ならびに解散

第41条 この定款は、正会員の3の2以上の同意がなければ、これを変更することができない。

第42条 この法人は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ、解散することができない。

第43条 この法人が解散したときは、常務理事または常務理事が指名した理事が清算人となる。

第44条 清算の結果、残余財産ができたときは、正会員の4分3以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人と同種類の公益団体にこれを寄与する。

第 8 章 補則

第45条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

昭和 38 年 11 月 25 日実施

昭和 42 年 5 月 27 日一部変更

昭和 46 年 5 月 29 日一部変更

昭和 47 年 11 月 19 日一部変更

昭和 49 年 5 月 25 日一部変更

昭和 51 年 5 月 8 日一部変更

昭和 52 年 5 月 14 日一部変更

昭和 53 年 5 月 20 日一部変更

昭和 60 年 5 月 18 日一部変更

平成元年 5 月 13 日一部変更

平成 8 年 5 月 18 日一部変更（平成 10 年 3 月 9 日文部大臣認可）

平成 13 年 1 月 16 日一部変更（平成 12 年 12 月 25 日付文部省の定款上の主務大臣名の変更についての事務連絡に従って修正）

平成 25 年 3 月 31 日廃止（一般社団法人への移行による）